

平成24年度

運輸安全マネジメントに関する
取組みについて



平成25年6月
仙台市交通局

1 平成24年度輸送の安全に関する目標と結果

(安全管理規程第6条関係)

1. 有責事故抑止目標と有責事故件数

平成24年度	有責事故抑止 目標件数	有責事故
件数	82件	100件

1-2. 事故種別件数

		平成23年度	平成24年度
物 損 事 故		50件	50件
	衝 突	40件	40件
	物件衝突	10件	10件
人 身 事 故		42件	50件
	車内人身	26件 (※17件)	31件 (※25件)
	衝突人身事故	10件	13件
	歩行者・二輪車事故他	6件	6件
合 計		92件	100件

※車内人身事故のうち、停車中の事故件数

1-3. 10万kmあたりの有責事故件数

	平成23年度	平成24年度
総走行距離 (km)	17,650,782	18,143,826
件数	0.52	0.55

2. 路上故障抑止目標と路上故障件数

平成24年度	路上故障抑止目標件数	路上故障件数
件数	39件	30件

2 平成24年度輸送の安全に関する計画等

(安全管理規程第7条関係)

1. 職員のモットー三則

- ①お客様の安全を何よりも優先します。
- ②お客様にまごころを込めて接します。
- ③法令を遵守し他車に運転の模範を示します。

2. 年間指導計画の重点指導項目

- ①停車中の事故の根絶
- ②走行中の事故の抑止
- ③接客用語活用の実践
- ④エコドライブの実践
- ⑤現場からの報告・連絡体制の強化

3. 輸送の安全に関する計画の実施結果(別紙のとおり)

3 平成24年度輸送の安全に関する決算見込額

(主なもの)

1. 研修関係

- ①派遣研修 85千円
- ②職員研修 131千円

2. 適性診断関係

- ①受診費用 413千円

【実施日:平成24年4月1日～平成25年3月31日】

1. 「基本に忠実に！」運動の実施

運転・接客・その他乗務員のあらゆる作業・操作・行動において、法令・その他の規制・マニュアル等に定める基本的事項に忠実に従うという認識を持たせるとともに、乗務員自らが運転操作などを確認し、自分の「クセ」を知り、改善し、事故防止を図りました。

○指導方針

- ・ 乗務員一人ひとりがあらゆる行動において、法令及び各種マニュアル等に定める事項に従い、それを実践すること
- ・ この方針を実行・推進するため、『基本に忠実に！』運動を展開すること
- ・ 自らの運転の「クセ」に気づき、それを改善すること
- ・ プロドライバーとしての自覚と責任を持って実行すること

2-1. 運行管理業務点検・指導

(1) 業務課職員が点呼マニュアルに基づき、点呼の状況を確認し、必要に応じて指導・助言を行いました。

実施日:4月・6月・8月・9月・12月・平成25年1月・2月

(2) 営業所長及び営業所主幹が点呼マニュアルに基づき、点呼の状況を確認し、必要に応じて指導・助言を行いました。……営業所12回

2-2. 安全総点検の実施

年末年始の輸送の繁忙期において、輸送の安全を確保するため実施計画を策定し、年末年始の輸送等に関する安全総点検を実施しました。

実施日:平成24年12月10日～平成25年1月10日



◆安全統括管理者による営業所巡視

3. 交通事業管理者による営業所の巡視

年末及び年度始め等に交通事業管理者が関係法令等の遵守及び安全最優先原則の徹底並びに輸送の安全に関する計画への取組み状況を確認するため、各営業所の巡視を行いました。

実施日:4月5日・5月2日・6月27日・12月26日 4回実施

4. 輸送の安全に関する意見交換会の開催

乗務員との輸送の安全に関する意見交換会を行い、安全に関する心構え・実践事項・意見・提案等を聞き、コメントし安全意識の高揚を図りました。

(1) 交通事業管理者・安全統括管理者との意見交換会

実施日：7月18日 霞の目営業所

実施日：10月18日 川内営業所

(2) 自動車部業務課・輸送課・整備課職員との意見交換会

実施日：7月31日 長町営業所

実施日：10月31日 実沢営業所

(3) 営業所長・主幹との意見交換会……営業所12回



◆霞の目営業所における交通事業管理者・安全統括管理者との意見交換会

5. 乗務員のPDCAの実施

乗務員の意識改革とその実践を促すため、乗務員一人ひとりが具体的な行動計画(項目：安全確保に関するものと接客向上に関するもの)を定め、評価し、改善する乗務員のPDCAを実施しました。

・2回(上期4～9月, 下期10～3月)

6. 職員の教育・研修等の実施

(1) 集合研修

①事故防止・接客サービス向上研修

事故の未然防止及び接客サービスの更なる向上を図る目的で、次のとおり実施しました。

- ・「事故にひそむ危険要因を探る」DVD視聴。
- ・営業車添乗によるお客様視点からのサービスの検証。
- ・危険予知トレーニングなどにより危険要素の発見。
- ・ヒヤリハット体験事例に基づく、潜在的な危険箇所の把握。
- ・グループ討議によるリスク低減の方策の習得。
- ・身体障害者補助犬法に基づく、障害者の自立と社会参加推進の理解。
- ・日常点検の確実な実施による路上故障の防止。
- ・車両の特性が起因する事故の防止。
- ・年9回 158名受講

②接客サービス向上フォローアップ研修

接客案内等評価の低い乗務員に対して、接客・接遇のスキルアップを図る目的で、次のとおり実施しました。

- ・「乗務員の接客マニュアル」及びDVDを活用した研修。
- ・自分との違いを認識するため、営業車に添乗。



◆受講者同士のグループ討議

実施日:平成25年2月1日 2名受講

③新規採用乗務員教習……該当無し

新規採用乗務員を対象として、必要な運転技術と業務知識の習得を目的とした研修。

④乗務経験1年未満乗務員研修……該当無し

乗務経験1年未満の乗務員を対象として、フォローアップを目的とした研修。

⑤健康管理特別研修

加齢に伴う身体機能の変化を自覚することにより事故の未然防止を図る目的で、次のとおり実施しました。

- ・「高齢運転者による交通事故防止について」DVD視聴。
- ・酒気帯び出勤の根絶を図るため、アルコールが運転に及ぼす悪影響の把握。
- ・自己健康管理の徹底を図り、健康への意識高揚。
- ・年10回 199名受講

◆健康増進センターから講師を招いての研修



⑥安全マネジメント研修

輸送の安全を確保するための、自律的・継続的な実現と見直し改善を行い、安全意識の浸透・安全風土の構築を図る目的で実施しました。

実施日:7月27日 17名受講

⑦副所長・運行管理者研修

管理監督者として高度な知識の習得を目的とした研修を実施しました。

- ◆東北運輸局宮城運輸支局から首席陸運技術専門官を招いての研修。
- ◆民間保険会社から講師を招いての研修。



実施日:平成25年2月14日 23名受講

⑧新任運行管理者教習……該当無し

指定業務職転任者を対象に、運行管理者業務に必要な知識と技能の習得を目的とした教習。

⑨整備管理者研修

整備管理者を対象に、業務遂行に必要な知識を習得させる研修を実施しました。

実施日:4月26日 4名受講, 9月6日 4名受講, 平成25年3月27日 8名受講

⑩整備管理者の補助者研修

整備管理者の補助者を対象に、業務遂行に必要な知識を習得させる研修を実施しました。

実施日:9月18日～10月5日 33名受講・各営業所

⑪内部監査委員研修

内部監査を実施するうえで、内部監査委員の力量の向上を目的として、必要な知識・技術を習得させる研修を実施しました。実施日：4月27日 4名受講

(2)現場研修

①主任乗務員研修

乗務員の指導的立場にある主任乗務員に対し、交通局の現状と課題を検証させ、他の乗務員への伝達方法等を習得し、更なる運輸安全マネジメントの構築を図る目的で実施しました。

・年2回 86名受講

②スキルアップ研修

旅客自動車運送事業運輸規則第38条に基づき営業所において運転手が遵守すべき事項に関する知識のほか事業用自動車の運行の安全及び旅客の安全を確保するために必要な運転に関する技能及び知識を習得させることを目的に実施しました。

・年2回 590名受講



◆長町営業所におけるスキルアップ研修

③安全運転者研修

交通事故の防止、運転マナーの向上を図る目的で、春と秋の全国交通安全運動期間中、営業所単位で所轄警察署より講師を招き、安全運転者研修会を実施しました。

実施日：5月 138名受講、10月 116名受講

④職場研修(自主研修)

定期的に営業所における交通事故の防止と接客・接遇の向上や飲酒運転防止を図る目的で実施しました。……月1回

(3)個別研修

①事故惹起者研修

自動車事故の再発防止を図るために、事故惹起者の教育・指導を実施しました。

・5回 5名受講

②苦情惹起者・服務規律違背者研修…該当無し

服務規律違背者、苦情惹起者に対し、関係法令及び自動車運転執務心得を再教育するとともに、接客・接遇の必要性を再認識させる研修。

(4)派遣研修

①副所長・運行管理者・業務課職員等派遣研修

副所長・運行管理者等に対し、営業所の管理監督者としての高度な知識を習得させる目的及びバス事業の安全対策について、運輸安全マネジメントに基づく実践的な総合運行体制の技能及び知識を習得させる目的でクレフィール湖東交通安全研修所へ派遣しました。

(1)省エネルギー運転研修 実施日:6月7日～8日

場 所:滋賀県クレフィール湖東交通安全研修所 1名受講

(2)運行管理者研修 実施日:7月18日～20日

場 所:滋賀県クレフィール湖東交通安全研修所 1名受講

(5)現場指導

①添乗指導

業務課職員及び営業所の管理要員が自動車運転者添乗指導要領に基づき、乗務員の添乗指導を実施しました。……1,526名実施

②街頭指導

業務課職員及び営業所の管理要員が、仙台駅前周辺・主要停留所及び交差点において、交通法規や服務規律の遵守状況、アイドリングストップ実施状況を確認し、必要に応じて乗務員の教育・指導を実施しました。

・マナーアップ強化日(毎月1日・15日)

・接客サービス強化日(毎月10日・20日)

7-1. 営業所対抗接客・接遇コンクールの実施

接客・接遇と安心を与える運転の向上を図るため、営業所対抗の接客・接遇コンクールを実施し、最優秀営業所を表彰しました。……期間6月1日～30日

・7月表彰 最優秀 霞の目営業所

7-2. 事故抑止運動

(1)営業所ごとに事故抑止目標を設定し、積極的に交通事故の抑止に努め、輸送の安全確保に取り組みました。……通年

(2)年間事故抑止目標達成営業所を表彰しました。…平成23年度目標達成 長町営業所・実沢営業所

(3)始業点呼時等に、乗務員に対し、自ら定めた安全目標を宣言させ、また、終業点呼時に達成状況の報告を受け、相互に検証を行いました。……毎日

(4)自転車交通安全の日……毎月15日

7-3. 事故防止コンクールの実施

(1)春・秋の交通安全県民総ぐるみ運動及び年末年始の輸送等に関する安全総点検に合わせ、輸送の安全に対する意識高揚を図る目的でコンクールを実施し、有責事故の少ない営業所を表彰しました。

・春の事故防止コンクール 6月表彰 川内営業所

・秋の事故防止コンクール 11月表彰 長町営業所

・年末の事故防止コンクール 平成25年2月表彰 川内営業所

(2)年間を通し有責事故の少ない営業所を表彰しました。……11月22日表彰 長町営業所

(3)交通事故防止に努め、連続して100日間有責事故発生しなかった営業所を表彰しました。

・川内営業所 年2回達成

(4)交通安全啓発実践キャンペーン「セーフティ123」への参加を促し、交通事故防止の意識の高揚を図りました。……21チーム参加

7-4. 市バスモニターの実施

本局管理要員及びバス添乗モニターにより、乗務員の接客及び安心を与える運転の実施状況の添乗調査を行いました。……2,774件

8-1. 事故原因分析及び教育・指導の実施

自動車事故を惹起した運転者に対し、事故の再発防止を図るため、自動車事故における原因分析及び教育・指導に関する要領に基づき、事故原因分析及びデジタルタコグラフ搭載車両を用い、そのデータを活用し、事故惹起した運転者の教育・指導を実施しました。……17件

8-2. エコドライブの取組み

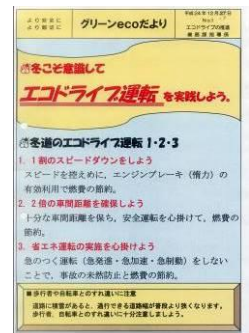
(1)職場研修等でエコドライブに対する意識の高揚及び環境保全、燃費削減、交通事故の未然防止を図りました。……7月・平成25年1月(推進強化月間)

毎月第一水曜日(エコドライブ推進強化日)

(2)エコドライブに対する意識の高揚を図る目的で、「eco だより」を発行しました。

……1回発行

(3)営業所において、デジタルタコグラフの結果を活用し適切な助言をすることによりエコドライブの意識の高揚を図りました。……通年



9. 職員の健康管理

(1)看護師が、各営業所を定期的に訪問し、職員(乗務員)の健康相談及び血圧測定を行い、指導・助言を行いました。……営業所・月3回

(2)産業医が定期的に各営業所を訪問し、健康管理名簿記載者(生活習慣病)の健康診断及び病欠者の出勤認定(病欠日数等による)の問診を行い、指導・助言を行いました。……月2回

(3)営業所主幹が、日頃より職員の健康状態の把握に努め、健康管理(飲酒関係を含む)の指導を行うとともに、健康管理名簿記載者等に対し、定期健康診断結果に基づき、個人面談を実施し指導・助言を行いました。……4ヶ月ごと 年3回

10. 運転適性診断の実施

旅客自動車運送事業運輸規則第38条に基づき実施し、乗務員指導等に活用しました。

・161件

11-1. 輸送安全管理委員会の開催

安全管理規程第13条に基づき、輸送の安全の計画の実行、確認及び改善状況の審査並びに事故原因の調査、研究等を行うために輸送安全管理委員会を開催しました。

・輸送安全管理委員会12回開催(毎月)

11-2. 事故調査防止部会、酒気帯び運転防止部会の開催

事故調査防止部会・酒気帯び運転防止部会を開催し、事案について調査、研究等を行いました。

・事故調査防止部会 1回開催 ・酒気帯び運転防止部会 4回開催

11-3. 整備管理部会の開催

整備管理部会を開催し、車両故障の防止のための調査、研究等を行いました。

・整備管理部会 12回開催

12-1. ヒヤリハット体験の活用

危険体験「ヒヤリハット」事例活用要領に基づき、乗務員からヒヤリハット体験情報を収集し営業所に掲示するとともに、職場研修などで乗務員に情報を提供し事故の未然防止を図りました。また、ヒヤリハット体験地図や冊子を作成し、常に情報を乗務員に伝えました。

・52件報告

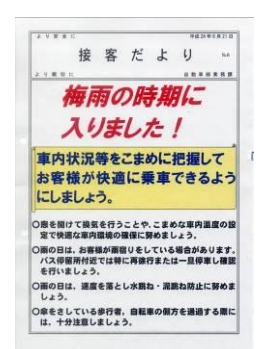
12-2. 路線巡回の実施及び情報提供

交通事故の未然防止を図る目的で、マナーアップ強化日及び冬期間等に、次のとおり実施しました。

- (1) 路線における危険箇所等の状況を把握し、危険箇所マップの作成などを行い、乗務員等への周知を図りました。
- (2) 運行開始前などに、担当路線内の巡回を行い、乗務員等に対して、その情報を提供し、必要に応じて指導・助言を行いました。
- (3) 災害発生時又は災害が想定される場合に路線巡回を実施し、その情報を乗務員等に伝えました。

13. 安全だより等の広報誌の発行

- (1) 取組目標を掲げ、交通事故防止を図る目的で、安全だよりを発行しました。緊急な対応を要する場合について、安全速報を発行し周知徹底を図りました。 ・29件発行(号外含む)
- (2) 取組目標を掲げ、接客サービス向上を図る目的で、接客だよりを発行しました。緊急な対応を要する場合については、接客速報を発行し周知徹底を図りました。 ・14件発行
- (3) 事故の再発防止を図る目的で、発生した事故内容を事故速報として発行し周知徹底を図りました。 ・55件発行



14. 内部監査の実施

安全管理規程第19条第1項の規定により、輸送の安全に対する業務体制が適切に確立、実施若しくは維持され、または機能していることを確認するため、「輸送の安全に関する内部監査要領」に基づき、次のとおり内部監査を実施しました。

◆実況営業所における内部監査



(1) 被監査部署及び実施日

- ・霞の目営業所 5月14日実施 ・実況営業所 5月17日実施
- ・安全統括管理者 6月27日実施
- ・長町営業所 11月7日実施 ・川内営業所 11月9日実施

(2) 監査対象期間

- ・霞の目営業所及び実況営業所 平成23年10月1日～平成24年3月31日
- ・長町営業所及び川内営業所 平成24年4月1日～9月30日

(3) 監査所見

被監査部署	監査所見
霞の目営業所	関係法令及び安全管理文書等に照らし監査を実施した結果、業務全般の実施内容の適合性は確認できたが、運行管理関係帳票類及び乗務記録関係の記載漏れが散見された。また、運行管理者関係書類の写しが綴られていない事実が確認された。これらについて、改めて実態の確認と原因を究明しつつ、早急に書類の作成及び整理、その他必要な措置を行うことを要求した。また、当営業所はこれまでの業務実施の評価から、事故防止の垂れ幕・ポスター作成など、営業所独自の取組みも行われており、今後も輸送の安全性の向上に向けて継続して取組んでほしい。
実況営業所	関係法令及び安全管理文書等に照らし監査を実施した結果、業務全般の実施内容の適合性は確認できたが、乗務記録関係及び乗務員台帳関係に記載漏れが散見された。また、安全マネジメントに係る文書が適切に保管されていない事実が確認された。これらについて、改めて実態の確認と原因を究明しつつ、早急に書類の作成及び整理、その他必要な措置を行うことを要求した。また、一部、運行管理者による点呼がマニュアルどおり行われていない事実を確認したため、その徹底を要求した。当営業所はこれまでの業務実施の評価から、事故防止や酒気帯び出勤防止に営業所独自の取組みも行われており、今後も輸送の安全性の向上に向けて継続して取組んでほしい。
長町営業所	関係法令及び安全管理文書等に照らし監査を実施した結果、業務全般の実施内容の適合性は確認できたが、安全管理文書に改善を要するものがあつた。このことについて

	て、改めて実態の確認と原因の追究と再発防止を究明するとともに、早急に書類の作成及び整理、その他必要な措置を行うことを要求した。当営業所はこれまでの業務実施の評価から、事故防止や誤運行防止及び酒気帯び出勤防止等の営業所独自の取組みを積極的に実施しており、今後も輸送の安全性の向上に継続して取組んでほしい。
川内営業所	関係法令及び安全管理文書等に照らし監査を実施した結果、業務全般の実施内容の適合性は確認できたが、安全管理文書に基づく帳票類に記載漏れ及び安全管理文書に基づく乗務員健康管理個人指導は実施していたが、一部記載漏れがあった。これらについて、改めて実態の確認と原因を確認し、書類整理、作成手順の徹底、その他必要な措置を行うことを要求した。当営業所はこれまでの業務実施の評価から、事故防止や誤運行防止及び酒気帯び出勤防止等の営業所独自の取組みを積極的に実施しており、今後も輸送の安全性の向上に継続して取組んでほしい。

(4)フォローアップ監査の被監査部署及び実施日

- ・霞の目営業所及び実沢営業所 7月6日
- ・長町営業所 平成25年1月16日
- ・川内営業所 平成25年1月17日

被監査部署	確認結果	監査結果総括
霞の目営業所	改善事項について、措置内容が確認できた。	今後とも、輸送の安全性の向上を図るため、安全重点施策の取組みを継続的に実施し、安全に関する各種取組み状況、課題等を正確に把握した上で、さらに効果的な安全管理体制の見直し・改善が実施されることを期待する。また、事故事例については、バス協会、国土交通省のHP、新聞等から情報を入手し「霞の目だより」「緊急速報」等の形で引き続き、営業所内で周知し、更なる安全意識の向上に努められることを期待する。
実沢営業所	改善事項について、措置内容が確認できた。	今後とも、安全文化の構築と定着を図り、安全性を段階的に向上させるためには、安全管理体制の継続的な改善が不可欠であることから、個々の取組みの状況を適時・適切に検証し、必要に応じ、計画・目標又は実施方法の見直しなど、更なる輸送の安全性の向上に努められるよう期待する。
長町営業所	改善事項について、措置内容が確認できた。	今後とも、輸送の安全性の向上を図るため、安全重点施策の取組みを継続的に実施し、安全に関する各種取組み状況、課題等を正確に把握した上で、さらに効果的な安全管理体制の見直し・改善が実施されることを期待する。また、事故事例について、「長町だより」「緊急速報」等の形

		で、営業所内で周知し問題が発生した場合のすばやい対応等は評価しますが、更なる安全意識の向上に努めることを期待する。
川内営業所	改善事項について、措置内容が確認できた。	今後とも、輸送の安全性の向上を図るため、安全重点施策の取組みを継続的に実施し、安全に関する各種取組み状況、課題を正確に把握し、更なるスパイラルアップを目指すことを期待する。また、川内営業所は5月に続き、12月にも100日間無事故を達成したことは、「ヒヤリハット」等の安全意識が浸透してきたものであると考えられますが、更なる安全意識の向上を期待する。

・内部監査委員会

実施日：4月24日 ・5月24日 ・6月27日 ・7月23日 ・9月27日 ・12月18日 ・平成25年1月23日
計7回開催しました。

15. 集団災害・独自災害対応訓練の実施

災害や事故等が発生したときに、迅速かつ的確に対応できるよう、各種マニュアルに基づき、集団災害対応訓練及び独自災害対応訓練を次のとおり実施しました。また、次回の訓練に反映させる目的で、訓練実施後において、訓練内容の検証・評価・改善策等の意見交換を行いました。

- ・災害時(地震・津波等)を想定し、本局及び営業所において、避難訓練・情報収集伝達訓練の実施。
- ・大規模な災害が発生した際、より適切な対応がとれるよう、本局と営業所や委託先との連絡体制の強化。
- ・春・秋の全国火災予防週間(11月9日～15日。平成25年3月1日～7日)に独自災害対応訓練の実施。
- ・防災の日(6月12日)に独自災害対応訓練の実施。
- ・停電時に備え、非常用発電装置を使用した訓練の実施。



- ・乗務員等を対象とした集団災害対応訓練。

◆霞の目営業所において、消防局と合同集団災害対応訓練を実施しました。

実施日：10月29日 業務課・輸送課・整備課・各営業所・受託事業所等 111名参加

16. バス車両の確実な点検・整備の実施

法令に基づき、安全かつ安定的な輸送を確保するため、確実なバス車両の点検・整備。

……各整備工場で実施しました。

17. バス停留所施設等の安全点検の実施

輸送の安全を確保するため、停留所上屋・停留所標識の破損、汚損等の補修、修理、交換及び清掃作業の実施……随時実施しました。

18. 受託者との連絡会議の開催

(1) 車両の点検及び整備の管理に関する情報を交換し、連携して輸送の安全の向上を図るための会議を開催しました。 ・交通局と仙台交通(株)・宮城交通(株)との連絡会議……毎月開催

(2) 輸送の安全に関する情報等を交換し、連携して輸送の安全の向上を図るための連絡会議を開催しました。

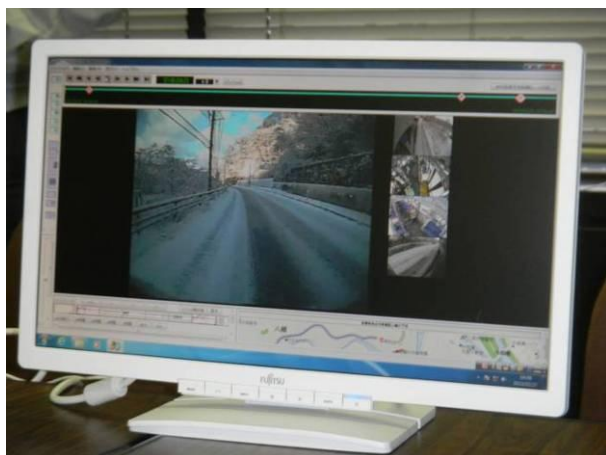
・交通局とJRバス東北(株)との連絡会議……毎月開催(4月と12月を除く)

・交通局と宮城交通(株)との連絡会議……毎月開催(4月と12月を除く)

・交通局とJRバス東北(株)・宮城交通(株)との合同連絡会議……年2回開催(4月・12月)

19. 新たな安全対策(常時記録型ドライブレコーダーの試験的導入)

収集したデータを解析することで、乗務員の安全意識向上による事故抑止効果や事故情報・ヒヤリハット情報の収集による乗務員教育の充実が図られるほか、車両事故・トラブルの原因特定や車内防犯対策に効果が期待されます。今後、段階的に導入を進め、全車両への配備を目指します。



◆川内営業所14両へ試験導入しました。

自動車事故報告規則第2条に規定する事故(重大事故等)に関する統計(安全管理規程第22条関係)の報告

(1)国土交通省へ報告した事故件数について

自動車事故報告規則第2条第3号に該当し、国土交通省へ報告した事故件数は2件でした。うち1件は、当局の過失によるものです。事故の内容については以下のとおりです。

平成24年度重大事故等の内容

事故発生日	発生状況	根拠規定
12月14日	発車した動揺で、着座しようとしたお客様がバランスを崩し車内床に転倒、負傷したものの。	第2条第3号
1月7日	対向して来た相手車がセンターラインを越えて走行して来たため、衝突回避に努めたが、右前面ボディ部に正面衝突。その際の衝撃で、相手方運転手及び当該乗務員が負傷したものの。	第2条第3号

※第2条第3号に該当する事故とは、死者又は重傷者を生じたもの。(14日以上入院、又は入院を要し治療期間30日以上のもの等)

(2)国土交通省への報告した車両路上故障件数について

自動車事故報告規則第2条第11号に該当し、国土交通省へ報告した車両路上故障件数は30件でした。

平成24年度車両路上故障項目別(単位:件)

かじ取り装置	0	緩衝装置	1	付属装置	0
制動装置	1	動力伝達装置	9	電気装置	7
走行装置	1	原動機	11	車体	0

※第2条第11号に該当する事故とは、自動車の装置の故障により、自動車が運行できなくなったもの。